

事業主のみなさまへ

労働災害が発生したら

遅滞なく『労働者死傷病報告』を提出し、必ず労災保険の手続きを行ってください

労働安全衛生法第100条（労働安全衛生規則第97条）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附屬建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。（中略）

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

健康保険法第5条

被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

Q1 労働者死傷病報告はどのようなものですか？

労働者が、労働災害その他就業中又は事業場内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、電子申請を用いて、『労働者死傷病報告書』を所轄労働基準監督署長に報告することが義務づけられています。1日でも休業すれば、例え労災保険を使わなくても提出が必要であり、「自費で治療した」「軽傷だった」といった理由で報告を省略することはできません。労働者死傷病報告書を提出しない未報告、提出遅れ、事実と異なる内容を記載した報告は、労災かくしとみなされる可能性があり、罰則の対象となります。報告期日は、休業4日以上の場合は「遅滞なく（合理的な理由がない場合は速やかに）」、休業1～3日の場合は「四半期ごとの翌月末日（例：10月～12月発生のものは1月末まで）」です。



労働者死傷病報告について（厚生労働省HP）

Q2 労働災害が発生したときに、すぐに労基署に連絡すべきですか？

労働災害発生直後の労働基準監督署への電話報告等は義務付けられていません。しかし、災害発生現場の状況確認をする必要がある場合がありますので、死亡災害や後遺症が残るような災害、同時に複数人が負傷したもの、化学物質等の中毒災害等については速やかに通報してください。判断に迷われる場合は、遠慮なく連絡ください。

Q3 労災かくしを行ったらどうなりますか？

労働安全衛生法第120条において、50万円以下の罰金が定められています。労働安全衛生法に定める罰則だけでなく、事案の性質に応じて社名公表等が行われ、多角的に社会的な責任を問われることになります。

Q4 治療費や診療費はどうしたらいいですか？

労働災害によって負傷した場合などには、労働基準監督署に備え付けてある（インターネットでもダウンロード可能）請求書を提出することにより、必要な調査を行い、保険給付が受けられます。療養を要した場合は「療養補償給付」、休業が発生した場合は「休業補償給付」、その他の給付として、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付などがあります。ご不明な点があれば、最寄りの労働局労災補償課・労働基準監督署または労災保険相談ダイヤル（0570-006031）にご相談ください。